

認定専攻科再考—高等専門学校専攻科訪問から

瀧田佳子

ラーニング・アウトカムズと「学修成果」

大学評価・学位授与機構の学位授与制度では、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位を申請するにあたって、必要な単位の修得とともに「学修成果」（レポートもしくは作品）の提出を求めている。これは単位累積加算制度による学位授与の根幹をなす理念、すなわち、個人の学習履歴を正しく審査し、「大学卒業者と同等の能力を有すると認められる者」に対して学士の学位を授与するという由来している。あくまでも「個人の学習の成果」を測るという点では、昨今日本も含め諸外国で注目されている大学等における卒業時のラーニング・アウトカムズの評価と関係がないわけではないだろう。（事実、これまで国立高専機構との話し合いの場などで私はこのことに言及してきた。）また機構の制度では、基礎資格をどこで得、積み上げ学修をどこでどのように行ったかという学習履歴の違いにかかわらず、すべての申請者に対して「学修成果」提出に加えて小論文試験（芸術系では面接試験）を課している。20年前、学位授与機構創設に続く構想のなかで、もっとも重要な学位の審査のしくみは、修得単位・学修成果・小論文試験の三つの組み合わせと決定され、以来今日にいたるまでずっとこの制度に大きな変更が加えられたことはない。こうしてこの制度を活用して平成23年8月現在、33345人の学士が誕生したのである。

ところで、基礎資格取得後の積み上げ単位に相当する学修を認定専攻科で履修する申請者の数はこの10年間で急増し、いわゆる一門学士取得者全体の8割を占めるにいたっている。特に高専専攻科修了見込み学生の申請する理工学系（電気電子工学、機械工学、情報工学、土木工学、応用化学など）分野では全申請者の9割近くにのぼっている。このような認定専攻科で教育を受けた卒業生については、基礎資格後の積み上げ学修の形態が、明らかにそれ以外の一般申請者とは異なっていることも事実である。学位審査研究に携わる教員たちは、日頃学位授与の業務を行いながら、こうした申請者の動向に目を向け、今の時点において何がベストな審査方法であるかを常に問い続けている。ここでは、今後の進むべき道についての何らかの指針となればと願いながら、この数年間、私たちが取り組んできた専攻科訪問を手掛かりに認定専攻科について考えてみたい。

認定専攻科訪問

丘を登りつめると海が見えた。突然眼前にひらけた景色はそれまで抱いていた思いとともに鮮やかに蘇ってくる。高等専門学校専攻科をはじめて訪問した時の印象であるが、その後のいくつかの似通った風景がかさなって私の記憶となっている気もする。その思いとは、果たして私たちの説明の意図がうまく伝わるであろうか、専門分野も多様な私たちが確信をもって話をするにはそもそも無謀ではないか、といったものであった。単位累積加算にもとづく学位授与制度において、学修成果（レポート）と小論文試験の関係は特に

複雑なものではない。それにも関わらず、必ずしも正確とはいえない情報が流れているようではない。専攻科訪問の趣旨は正しい情報をこちらから直に提供したいという願いであった。

風のわたる学校玄関から案内された心地よい教室で、私たち、学位審査研究部の教員は、郵送されてくる学修成果の書き手であり、小論文試験会場で接するだけだった大勢の学生諸君と向き合った。まず、機構の学位授与制度についておおまかな説明をし、実際の審査について、特に学修成果と小論文試験の関係を中心に話をした。このとき、神谷先生がおっしゃって今でも鮮明におぼえていることは、学修成果には「みなさんの得意なことを書いてください」ということであった。この表現は易しそうでいて実は「学修成果」の核心にふれる深い意味を含んでいる。ここでいう「得意」とは、専攻科での学修のなかでも本人が最も力を入れて行った実験を指すこともあるだろうし、小さなアイデアを膨らませ考えを進めていったら予想した結果が得られたという独創的な経験をいうこともある。そういう学習体験を自分の言葉で綴るのが、学位授与制度で求められている学修成果であることを理解してもらいたかったのである。質疑応答では、学生さんから本科と専攻科との専攻分野の一種のねじれ現象から、申請する分野について、質問があった。また先生方からの質問のなかには学修成果といわゆる「研究論文」との関係について、われわれの当日の説明と過去に学位授与機構から受けた説明にある、ずれ、もしくは齟齬ともいべきものについての指摘もあった。それにしても学生さんたちや先生方との直接の対話は、この制度の番人のような仕事に日夜明け暮れている学位審査研究部の教員に喜びと緊張感を与えてくれたことは間違いない。

ところで、高専専攻科で実際の教育に当たられる責任者の方々と直接に接触することになったのは、平成20年10月に函館で行われた全国高等専門学校専攻科実務者会議であった。その年の夏から事務方の協力も得て、国立高専機構と学位審査研究部との非公式な懇談会が発足しており、そこで東京高専の水谷校長から実務者会議へのお誘いを頂いたのである。（オブザーバーとしての出席という形をお認め下さった函館高専の方々にもお礼を申し上げます。）何しろ学位授与機構の教員が実務者会議に出席するのは初めてということで、どのような話が求められているのか、どういった質問が出るのか見当もつかない。当時、いわゆる学位授与権（言葉の正確な意味はひとまず措いておくとして）をめぐる、国立高専機構と大学評価・学位授与機構との間で何度か意見のやりとりが行われていたこともあり、当然そのことに関係する議論も出てくるであろうと予想することはできた。また、懇談会等を通して、どうやら機構の学位授与制度や審査のしくみについて、必ずしも正確な情報が専攻科に伝わっていないのではないかという気付きもあった。

今、その時のことを振り返ってみると、不思議なことに緊張というよりは、楽天的なのかもしれないが期待の方が大きかったような気がする。実務者会議のメンバーは国公私立の高専の専攻科長の先生方である。すべての専攻科長が一堂に会する場ならば、こちらの意図を伝えるにはまことに好都合ではないか。要は伝えようとする意思の問題なのではないか。もしも専攻科の方に疑問や誤解があるならば、それが不安感や不信感を招くことのないよう、説明を尽くそう、提供できる情報はできるだけオープンにして、コミュニケーションにより信頼関係を築きたいと思ったのである。当日はオブザーバーとはいってもただ傍聴するのは礼を失することになるので、挨拶を兼ねて機構の学位授与制度と審査方法（どのように学修成果と小論文試験を総合的に判断するか）を簡単に説明した。また分科

会にも参加し、質問にも出来る限りお答えした。函館での貴重な2日間の経験から得たものは、とにかくコミュニケーションの一步を踏み出したという安堵感と、このしくみの理解と浸透のためにはまだまだ努力が必要だという教訓であった。

それ以来私たち教員グループは積極的に専攻科訪問を行うことを決意した。そして出来れば、学生さん達や日頃直接指導に当たられる先生方に話をしたいと考えたのである。年に2回の小論文試験に直接関わる時期（4月～7月、10月～1月）を除くときわめて時間は限られ、まだまだ十分な訪問ができたとはいえない。ただ、折角の訪問の機会をできるだけ有効に活用するためにさまざまな工夫をしたことも確かである。たとえば、学生諸君への最初の導入の部分で濱中先生はパワーポイントを使ったプレゼンテーションで、「学修成果7つの誤解」と題し、学修成果にまつわる「思い違い」を具体的に正していく説明をし、それに続く質疑応答を活性化した。

また、専攻科のカリキュラムが近年複合・融合的になってきているという状況を背景にして、申請する専攻分野に迷いが生じているといった現象も出てきた。問題点をつぶさに把握し、対応を考えていくためにも、この種の訪問説明会は今後も続けていかなければならないであろう。

認定専攻科とは何か

「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則」（平成16年4月1日）によると、当機構による専攻科認定の要件は、以下の通りであり、専攻科に置かれている専攻ごとに認定が行われることになっている。

- (1) 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
- (2) 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
- (3) 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は准教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
- (4) 授業科目を担当する教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格を有する者であること。
- (5) 学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。

さらに認定された専攻科の修了者が当機構の学位授与制度を活用して学士の学位を取得しようとする場合は、「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年4月1日）」に基づき、単位を積み上げなければならない。

（単位の取得方法等）

第3条 学士の学位の授与を受けようとする者は、前条各号の一に該当した後、次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。

- (1) 2年以上にわたって、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等大学における単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校の置かれる専攻科のうち機構が認定したものにおける学修その他文部科学大臣が定める学修を行い、62単位以上を修得すること。（以下略）
- (2) 単位の修得に当たっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教

養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修すること

これはすべての学士の学位授与申請者に求められている積み上げ単位の修得についての明確な基準である。そのことは当然ながら機構が「認定した」専攻科における学修にも適用されるのであり、専攻科の授業科目を受講すれば自動的に必要単位が充足されるのではなく、専門的な科目とそれを体系的に学ぶための基礎的な科目、さらに広く人間性を涵養するのに資する教養的科目（そこには自ら考える力、論理的な文章を書く力、問われている問題を解く力を身につける科目が含まれる）を「自覚的、積極的」に受講することが求められているのである。

高専専攻科での学修の総仕上げ的ともいえる特別（卒業）研究のエッセンスをレポートの形で書く「学修成果」とその内容が身についているかどうかを測る「小論文試験」の二つを総合的に判断するという機構の制度は、したがって、高専専攻科での自由な教育の妨げになるものではあるはずがないのである。機構による専攻科の「認定」は、生涯教育の理念に基づき、高等教育の場を広げることをめざすものである。そのために、認定した専攻科の自由で個性的な教育の成果を、画一的ではない申請者個人のラーニング・アウトカムズから、大学卒と同等の学力が読み取れるかどうかの判断を現役の国公私立大学の教員からなる専門委員会で行っている。（大学と同等の例えば、学士（工学）、学士（理学）といった学士の学位および付記する名称を、大学とは異なるものとする場合は、また違った審査の方法もあるかもしれない。）現状の法制度のもとでは、大学評価・学位授与機構が専攻科を「認定」することと、専攻科での積み上げ学修の成果を正しく評価することが、大学外での唯一の学位授与制度を支えてきたとあってよいだろう。



研究部教員の高専専攻科訪問

あ と が き

学位審査研究主幹 中原一彦

学位授与事業が開始されて今年で20周年を迎える。学位授与機構が設立されて以来、多くの苦難を乗り越えながら、ようやくここまで到達したというところであろう。ここに至るまで学位授与事業を支え、発展させてこられた多くの先人達のご努力に、学位審査研究主幹として改めて敬意を表したい。この記念すべき時期に、これまでの記録を留める意味からも、20周年記念史の刊行を企画し、瀧田教授と六車教授に担当をお願いし、その後何人かの方々に編集委員としてご協力いただき、今日の完成をみた次第である。

この間、平成23年3月11日に未曾有の東日本大震災が発生した。被災に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りする次第である。東北地方の短大・高等専門学校にも大きな被害を被った施設があり、4月期の試験に対しても何らかの特別措置をとる用意があることを各施設にお伝えした。手続き書類の遅れが何件もあり、計画停電のために、電子申請が出来なくなったことで受験生にはご迷惑をおかけしたが、それ以外には大きな影響は出なかったことは、不幸中の幸いであった。当機構の建物にもそれほど大きな被害はなく、図書室の書架から大量の書籍が落下・散乱し、しばらくの間使用不能になったことと、計画停電のためにコンピュータの使用が一時出来なくなったことくらいであった。

最近の機構をめぐる大きな動きとしては行政刷新会議による「事業仕分け」がある。独立行政法人も評価の対象となり、当機構も評価を受けた。当機構の学位授与事業は、国民のために十分に奉仕しており指摘されることはないであろうと思っていたが、そうした考えは甘く、事業仕分け委員から「国費を投入せず」との大変厳しい指摘を受けた。その結果、経費削減を徹底的に実行するとともに、やむなく省庁大学の修士相当課程修了者に対する論文審査と口頭試問の審査委員を、従来の3名から2名に削減せざるを得なかったことは大変つらい決断であった。

また、事業仕分けで指摘されたわけではないが、それを先取りするかたちで研究部のあり方についても再検討をし、従来の学位審査研究部と評価研究部を統合し、あらたに研究開発部とした。それに伴い、研究開発部長が新任されるとともに、それまでの両研究部長は学位審査研究主幹と評価研究主幹となった。こうした組織編成により、研究面でのより体系的な進展を企図しているところであるが、学位授与事業も遂行・発展させながら、研究と事業の両立をいかにしていくかが、今後の検討課題である。

当機構の行う学位授与事業は、大学以外で学位を授与できるわが国で唯一の制度であり、審査の公平性・透明性には十分配慮をしつつ、わが国の学位の質保証に一定の役割を果たしてきたものとして、教職員は自負してきたところである。しかしながら、この制度が出来て20年、短期大学・高等専門学校の卒業者等に対する学士の学位授与では、申請者総数の8割近くを短大・高専の専攻科修了見込者が占めるようになってきているなど、設立当初とはかなり状況が異なってきていることも事実である。この制度が立ち上がったそもそもの趣旨、すなわち生涯学習社会への移行を見据え、生涯を通じての多様な学習の成果を適切に評価し、大学の修了者と同等の水準にあると認められる「個々の申請者」に対して学位を授与するという原点に、もう一度立ち返って考えることが必要なのではないかと考える次第である。